

入札説明書

この入札は法令、広島市の条例、規則、規程の他、入札公告、入札説明書、物件別仕様書及び入札参加資格審査申請の提出書類（以下「入札公告等」という。）によります。

入札に参加を希望される方は、必ず現地を確認し、入札される公有財産の現状・現形を承知されたうえで、入札にご参加ください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

第1 貸付の概要

1 貸付の内容

(1) 本件は、飲料（清涼飲料水類。酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類及びその類似品を除く。）の自動販売機の設置場所として広島市有財産の一部を一定期間貸し付けるものです。

(2) 契約期間は契約締結の日から令和4年3月31日まで、貸付期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間。

2 貸付物件等

(1) 貸付物件は、物件別仕様書（別冊）のとおりです。

(2) 貸付面積には、回収ボックスの設置スペースを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申し込み前に設置場所の確認をしてください。

(3) 現地説明会は行いません。入札参加希望の方はご自分で各施設管理者の了承を得て、現地確認を行ってください。

3 入札区分

本件は紙入札です。所定の入札書を持参し、入札してください。詳細は、「第7 入札日時等」「第8 入札金額」「第9 入札書」などを参照してください。

なお、入札の前に入札参加資格審査申請を行い、入札参加資格を審査する必要があります。詳細は、「第3 入札参加資格審査申請（入札参加申込み）に必要な書類」「第4 入札参加資格審査申請（入札参加申込み）方法」などを参照してください。

第2 入札参加者の資格

1 以下のいずれかに該当する方は、入札参加資格審査申請（入札参加申込み）を行うことができません。

(1) 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人及び法定代理人から営業の許可を受けていない未成年者）及び破産者で復権を得ない者

(2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 一般競争入札、指名競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当た

- り代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税のいずれかを滞納している者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
 - (5) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者でないこと。
 - (6) 「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（市民局市民安全推進課策定。平成24年4月1日施行）」に定める暴力団密接関係者として広島県警察本部が認定した者でないこと。
- 2 入札参加者は、以下の資格が必要です。
- (1) 入札公告の日から過去3年以内に、国又は地方公共団体の施設に、自らが管理・運営する自動販売機を設置した実績を有している者。
 - (2) 入札公告の日から開札日までの間に、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。
 - (3) あらかじめ、前記1の入札参加資格申請をして、審査の結果資格が有ると認められた者。

第3 入札参加資格審査申請（入札参加申込み）に必要な書類

必要書類

- ①入札参加資格審査申請書（「入札参加資格審査申請の提出書類」（別冊）をご確認ください。）
 - ②使用印鑑届
 - ③委任状（契約権限等を代理人に委任する場合）
 - ④履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（法人が申請する場合）
 - ⑤役員名簿（法人が申請する場合）
 - ⑥身分証明書及び誓約書（個人が申請する場合）
 - ⑦印鑑証明書
 - ⑧広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がない旨の証明）
- ※必要書類の有効期限等については、「入札参加資格審査申請の提出書類」（別冊）の内容を確認してください。

第4 入札参加資格審査申請（入札参加申込み）方法

- 1 入札参加資格審査申請に当たっては、入札公告等を熟読し、契約の条件、現地の現況等をご自身で確認の上、申請してください。

申請期間	令和2年1月6日（月）～令和2年1月17日（金） 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）
申請先	広島市環境局施設部施設課（広島市役所本庁舎4階） 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 電話 082-504-2213
申請方法	上記申請先に直接、必要書類を持参してください。 【※ 郵送による申請は受け付けておりません。】

第5 入札参加資格の審査結果の通知

- 1 入札参加資格審査申請の受付後、入札参加資格について審査を行い、令和2年1月20日(月)から令和2年1月28日(火)頃【予定】までに、「入札参加資格審査結果通知書」を送付します。

第6 貸付契約上の条件

- 1 設置事業者の施設使用形態
 - (1) 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第2項第4号の規定に基づき、広島市が設置事業者に対し、行政財産である土地又は建物の一部を賃貸する方法により行います。
 - (2) 貸付けであり、建物の一部を賃貸する場合であっても借地借家法(平成3年法律第90号)の適用はありません。
- 2 貸付期間
 - (1) 貸付期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間とします。
 - (2) 貸付期間終了後の契約更新は行いません。
- 3 貸付料等
 - (1) 貸付料は、入札により決定した金額となります。
 - (2) 売上手数料は徴収しません。売上は自動販売機設置事業者の収入とし、自動販売機の設置及び運営に係る人件費・光熱水費(実費相当額)・搬入搬送費等、自動販売機設置及び原状回復に係る一切の費用は自動販売機設置事業者が負担することとします。
 - (3) 電気、水道に関して広島市の設備を使用する場合は、原則として、自動販売機設置事業者の責任において、使用量を計測するための副メーターを設置するものとします。(メーター設置費用及び計量法に基づく取替えの費用も設置事業者の負担とします。また、水道を利用する場合は、下水道料金も負担していただきます。)

○電気料・上下水道料の実費相当額の計算例

$$\begin{array}{l} \text{副メーターの表示する使用量} \\ \text{＝本メーターによる使用料} \quad \times \quad \frac{\text{副メーターの表示する使用量}}{\text{本メーターの表示する使用量}} \\ \text{(施設全体の電気料金(基本料金含む。))} \quad \text{本メーターの表示する使用量} \\ \text{(施設全体の上下水道料金(基本料金含む。))} \end{array}$$

- 4 貸付物件の仕様
 - (1) 物件別仕様書(別冊)に記載しております。内容をよくご確認のうえ、ご不明な点があれば、前記第4の1の申請先までお問い合わせください。
- 5 貸付契約の内容
 - (1) 貸付契約の内容は、市有財産貸付契約書(案)及び自動販売機設置に係る市有財産貸付契約約款(別冊)のとおりです。
 - (2) 必ず、市有財産貸付契約書(案)及び自動販売機設置に係る市有財産貸付契約約款の内容をご確認の上、入札に参加してください。
※ 自動販売機での販売品については、缶、瓶、ペットボトル、紙パック又は紙カップ入り等の飲料(清涼飲料水類。(酒税法(昭和28年法律第6号)第2条による酒類及びその類似品を除く。))とします。
- 6 その他
 - (1) 自動販売機を設置するにあたり施設の水道を使用する必要がある場合は、入札の前に、前記第4の1の申請先へ水道の使用の可否を確認してください。
 - (2) 施設は現在の状況で貸し付けを行いますので、事業者が自動販売機を設置するために必要な

設備等を、本市が設置することはありません。

第7 入札日時等

入札会場	広島市役所 本庁舎 4階共用会議室
入札日時	令和2年2月27日(木) 午後3時00分
必要書類等	(1) 入札書 物件ごとの入札書を、広島市ホームページ (http://www.city.hiroshima.lg.jp/) のトップページの「くらし・手続き」→「募集・案内・職員採用」→「土地の販売・貸付情報」→「自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札の実施について」からダウンロードして使用してください。記載方法は「第9 入札書」及び入札書(記載例)をご参照ください。 (2) 委任状(代理人が入札する場合) 代理人が入札する場合(入札参加資格の審査により入札参加資格を確認された方以外の氏名で入札する場合)、委任状が必要となります。 物件ごとの委任状を、広島市ホームページ(前記(1)に記載のとおり。)からダウンロードして使用してください。 (3) 使用印鑑届の印鑑(代理人が入札する場合は代理人の印鑑) 入札参加資格審査申請(入札参加申込み)で提出した使用印鑑届の印鑑が必要です。使用印鑑届の印鑑を押印した入札書を持参される場合は不要ですが、その場合は記入誤りにご注意ください。
注意事項	(1) 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、入札時限を過ぎると入札はできません。 (2) 入札者以外の方は、入札会場には入場できません。 (3) 公共交通機関を利用してご参加いただきますようお願いいたします。 (4) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
その他	(1) 入札保証金は免除します。 (2) 入札回数は2回を限度とし、この結果、落札候補者がいない場合は、入札を打ち切ります。

第8 入札金額

- 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額(年額)を入札書に記載してください。

注意事項

今回の貸付物件は土地のみです。したがって、消費税及び地方消費税が課税されません。

契約書に記載する貸付料

金〇〇〇, 〇〇〇円

※〇〇〇, 〇〇〇円は入札書に記載された金額

- 2 開札の結果、広島市契約規則第15条及び第16条の規定に基づいて作成された予定価格(最低貸付料:年額)以上で最高の価格をもって有効な入札書を提出した者を落札候補者とします。予定価格は公表いたしません。

第9 入札書

- 1 入札は所定の入札書を、広島市のホームページ（前記第7の(1)に記載のとおり。）からダウンロードして使用してください。
- 2 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印（押印は使用印鑑届の印鑑）してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- 3 脱字又は誤字を加除訂正した場合にはその箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。
- 4 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- 5 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 6 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札参加資格のない方のした入札
 - (2) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - (3) 記入事項を判読できない入札
 - (4) 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - (5) 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - (6) 記名押印のない入札
 - (7) その他入札の条件に違反した入札

第10 開札（落札候補者の決定）

- 1 開札は、入札会場において入札の終了後ただちに入札者の面前で行います。入札者は開札に立ち会ってください。
- 2 開札の結果、広島市契約規則第15条及び第16条の規定に基づいて作成された予定価格（最低貸付料：年額）の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札書を提出した者がいるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とし、入札会場内で発表します。
- 3 最高価格（年額）の入札者が複数あるときは、ただちにくじを引いていただき、落札候補者を決定します。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。
くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた方全員にその旨を確認していただきます。

第11 入札参加資格確認申請（最終確認）

- 1 落札候補者の方は、最終的な資格確認を受けていただく必要があります。後記の申請先に、持参により資格確認に必要な書類を提出してください。
- 2 提出期間内に必要書類が提出されない場合は入札が無効となり、次順位者を落札候補者とします。
- 3 落札候補者の方に入札参加資格がなかった場合は、次順位の方が落札候補者となり、資格確認を受けていただく必要があります。その場合、本市よりその旨を連絡しますので、持参により資格確認に必要な書類を提出してください。

提出期間	令和2年2月28日(金)～令和2年3月6日(金) 午前9時から午後5時まで
提出先	前記第4の1と同じ

必要書類等	(1) 入札参加資格確認申請書〔最終確認〕 (2) 入札公告の日から過去3年以内に、 <u>国又は地方公共団体の施設</u> に、自らが管理・運営する自動販売機を設置した実績を有していることが確認できる書類。 (行政財産使用許可書、契約書等のコピー。民間施設は不可。)
注意事項	(1) 書類の提出方法は、持参に限ります。 (2) 期限までに必要書類を提出しない場合は、入札は無効となります。 (3) 提出された書類は一切お返しできませんので、ご了承ください。
その他	(1) 必要書類の受付後、最終的な資格確認を行います。なお、本市から内容の確認を行う場合があります。 (2) 入札参加資格を確認後、契約事務を行いますので、指示に従ってください。

第12 落札者の決定

落札候補者の競争入札参加資格を確認のうえ、落札者として決定します。入札結果については、入札者数、落札者名、落札金額を広島市のホームページ（前記第7の(1)に記載のとおり。）で公表します。

第13 契約の締結

- 1 落札者が決定したら、直ちに落札者に通知し、契約書、納入通知書等の契約関係書類をお渡しします。契約事務を行いますので、指示に従ってください。契約書（ひな形）は市有財産貸付契約書（案）及び自動販売機設置に係る市有財産貸付契約約款（別冊）のとおりです。
- 2 契約締結の前に、落札物件の各場所に設置する自動販売機の仕様等（寸法、機種、販売商品、価格等）に関する書類を、前記第4の1の申請先に提出してください。
- 3 契約締結期限は、落札候補者の資格を確認して落札者と決定した日から5日以内の日です。（5日には休日（土曜日・日曜日・祝日）を含みます。ただし最終日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日が契約締結期限となります。）

例

- ・落札決定日が月曜日の場合：5日後は土曜日のため契約締結期限は翌週の月曜日
 - ・落札決定日が火曜日の場合：5日後は日曜日のため契約締結期限は翌週の月曜日
 - ・落札決定日が水曜日の場合：契約締結期限は翌週の月曜日
 - ・落札決定日が木曜日の場合：契約締結期限は翌週の火曜日
 - ・落札決定日が金曜日の場合：契約締結期限は翌週の水曜日
- 4 落札者が契約締結期限までに貸付契約を締結しないときは、広島市契約規則第2条の規定に基づき、広島市の一般競争入札に3年間参加することができなくなります。
 - 5 落札者が契約を締結しない場合、契約しなかった落札者の落札金額であれば、次順位者と随意契約ができます。落札者の落札金額で契約する者がいない場合は、再度入札を行います。（入札の状況等から、再度入札を行わない場合もあります。）
前記4により、契約を締結しなかった落札者は、当該物件の再度入札及び広島市の一般競争入札に3年間参加することはできません。
 - 6 契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。
※貸付物件が土地のみの場合は、印紙税の課税対象となるため、収入印紙の貼付が必要です。
 - 7 貸付契約は、入札者（入札参加資格確認申請者）名義で行います。

第 1 4 契約保証金

- 1 貸付契約締結と同時に契約保証金を広島市発行の納付書により納付していただきます。ただし、広島市契約規則第 3 1 条（契約保証金の免除）の規定により、貸付料の年額が 1 0 0 万円未満の場合などは、契約保証金を免除します。
- 2 契約保証金は、貸付料年額(落札金額)の 1 0 0 分の 1 0 以上とします。
- 3 契約保証金は、貸付物件の返還後に還付します。ただし、未納の貸付料等がある場合は広島市に対する一切の債務を控除した残額を還付します。
- 4 契約保証金には、利息を付しません。
- 5 契約保証金は、現金又は広島手形交換所に加盟する金融機関が振り出した自己あて小切手で、振出日から 7 日以内のものでなければなりません。

第 1 5 貸付料の納付

令和 2 年度の貸付期間に係る貸付料は、必ず、令和 2 年 3 月 3 1 日（火）までに広島市発行の納入通知書により納付してください。

また、それ以降の各年度の貸付期間に係る貸付料についても、毎年 3 月 3 1 日までに広島市発行の納入通知書により納付していただくことになります。

売上手数料は徴収しません。

売上は自動販売機設置事業者の収入とし、自動販売機の設置及び運営に係る人件費・光熱水費・搬入搬送費等、自動販売機設置及び原状回復に係る一切の費用は自動販売機設置事業者が負担することとします。

第 1 6 先着順による貸付（随意契約への移行）

- 1 今回の入札で応札又は落札者のなかった場合、随意契約に移行し、先着者に見積書を提出していただき、予定価格（最低貸付価格：年額）以上で見積もられた方を貸付の相手方として決定し貸付けます。（場合によっては随意契約に移行しない場合があります。）

※先着順とは

- ・受付開始日の受付開始時間（午前 9 時）以降で、最初に予定価格（最低貸付価格：年額）以上で見積書を提出された方と随意契約を行います。
- ・受付開始日の午前 9 時に見積書を提出された方がいた場合、その物件の先着順による貸付の受付は終了します。他の方が例えば 9 時 1 0 分に見積書を提出されても受け付けできません。
- ・受付開始日の午前 9 時までに、複数の方が見積書を持参された場合は、見積合わせを行い、予定価格（最低貸付価格：年額）以上で最も高い見積書を提出された方と随意契約を行います。

- 2 入札終了後、令和 2 年 3 月 1 3 日（金）頃【予定】までに、広島市のホームページ（前記第 7 の(1)に記載のとおり。）に先着順物件を公表します。（先着順物件の無い場合は公表しません）
- 3 貸付期間の開始日は、令和 2 年 4 月 1 日以降となります。

受付期間	入札終了後、令和 2 年 3 月 1 3 日（金）頃【予定】までに、広島市のホームページ（前記第 7 の(1)に記載のとおり。）に公表します。（先着順物件の無い場合は公表しません）
見積書及び必要書類の提出先	前記第 4 の 1 と同じ ※ 郵送、電話、ファックスによる提出はできません。
予定価格	今回の予定価格（最低貸付価格：年額）と同額

見積資格	<p>今回の入札参加資格と同じ資格が必要となります。</p> <p><u>今回の入札において、落札者となったにもかかわらず契約を締結しなかった者は、広島市の一般競争入札に3年間参加することができないため、当該物件への見積りはできません。</u></p>
必要書類等	<p>(1) 見積書</p> <p>(2) 「入札参加資格審査申請の提出書類」(別冊)に記載の提出書類 ※今回の入札で参加資格を確認されている方は、令和2年3月31日までに見積りする場合は、提出は不要です。(令和2年4月1日以降に見積りする場合は提出していただきます。)</p> <p>(3) 見積りの日から過去3年以内に、<u>国又は地方公共団体の施設に、自らが管理・運営する自動販売機を設置した実績を有していることが確認できる書類。</u> (行政財産使用許可書、契約書等のコピー。民間施設は不可。)</p>
注意事項	<p>(1) 受付開始時間の午前9時に、又はそれ以降、受付場所に、同時に、複数の方の申込みがあったときは、見積合わせを行います。</p> <p>(2) 先着順のため、すでに貸付契約済みの場合がありますのでご了承ください。</p>

第17 仕様書等に関する質問

質問先	前記第4の1と同じ
受付期間	令和2年1月6日(月)～令和2年2月21日(金) 午前9時から午後5時まで

※ 予定価格、入札参加資格審査申請の事業者数、及び各事業者の入札予定物件などの情報は、入札の競争性・公平性を保つため、一切お答えできません。

第18 入札関係資料の掲載場所

この入札に関する資料等(入札関係資料等)は、次のとおり、広島市のホームページ(後記掲載場所に記載のとおり。)に掲載しています。

入札関係資料等	掲載場所
入札公告関係資料 ・入札公告(写し) ・入札説明書 ・契約書(案)及び契約約款 ・物件別仕様書 入札参加申込関係資料 ・入札参加資格審査申請の提出書類 入札関係資料 ・入札書様式 ・委任状様式 ・入札参加資格確認申請書様式	広島市のホームページ(http://www.city.hiroshima.lg.jp/)のトップページの「くらし・手続き」→「募集・案内・職員採用」→「土地の販売・貸付情報」→「自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札の実施について」からダウンロードしてください。